

加須市郵便入札執行要領

(趣旨)

第1条 この要領は、市が発注する建設工事の請負、建設工事に係る設計、調査及び測量の業務並びに道路、河川、苑地及び下水道の維持管理業務の委託、物品の購入、印刷の請負、物品に係る賃貸借、建築物に係る管理、運転及び点検・検査の業務並びにその他業務の委託（以下「建設工事等」という。）の契約に係る競争入札について、入札・契約手続の透明性、公平性及び競争性を一層高めるための郵便による入札（以下「郵便入札」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象案件)

第2条 郵便入札の対象案件は、競争入札に付するものの中から、市長が指定するものとする。

(郵便入札の公告等)

第3条 郵便入札においては、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6第1項の規定による公告（以下「公告」という。）又は施行令第167条の12第2項の規定による通知をする書面（以下「通知書」という。）に次に掲げる事項を併せて記載させるものとする。

- (1) 郵便入札の指定
- (2) 入札書の郵送方法
- (3) 入札書の到着期限日
- (4) 入札書の送付先
- (5) その他必要と認める事項

(入札書等の提出方法)

第4条 入札書その他指定された書類（以下「入札書等」という。）は、封筒に入れ、必ず封かん及び封印し、封筒に次に掲げる事項を記載し、提出させなければならない。

- (1) 封筒の表面には、入札方法の別、入札書が在中されていることの旨、開

札日、対象案件等の件名及び場所を記載する。

(2) 封筒の裏面には、入札参加者の商号又は氏名、所在、代表者職名及び氏名、電話番号、ファクシミリ番号並びに担当者名を記載する。

2 入札書等の提出方法は、配達日指定郵便で、かつ、一般書留郵便又は簡易書留郵便のいずれかによるものとし、直接持参した入札書は受け付けないものとする。

3 入札書等の到着日は、一般競争入札においては入札公告に、指名競争入札においては指名通知書に示す日とする。

4 入札金額見積内訳書を求める場合には、件名及び場所並びに入札参加者の商号又は氏名並びに代表者職名及び氏名を記載し、押印させなければならない。

5 送付先は、加須市総合政策部管理契約課とする。

6 入札書等の到着確認の問い合わせには、一切応じないものとする。

(入札に係る費用の負担)

第5条 郵便入札に係る費用については、入札の結果にかかわらず、入札参加者の負担とする。

(入札の辞退)

第6条 入札参加者は、入札を辞退することができるものとする。

2 前項の場合において、入札を辞退しようとする者は、入札書の到着期限日までに入札辞退届を総合政策部管理契約課に持参させ、又は第3条第2号に規定する方法により提出させるものとする。

(入札書等の受理、管理等)

第7条 受領した入札書等は、施錠できる保管場所を設け管理するものとする。

2 一度提出された入札書等の書換え、引換え又は撤回(辞退する場合を除く。)は認めないものとし、開札したか否かにかかわらず、入札書等は返却しないものとする。

3 入札執行者(入札事務を所掌する部長又は部長が指定した者)は、開札前において、いかなる理由があっても封筒を開封してはならない。

(入札の中止)

第8条 入札参加者の数が入札執行前に2に満たない場合は、当該入札を中止する。ただし、入札執行中に2に満たない場合は、その限りでない。

(入札書等の無効)

第9条 次の各号のいずれかに該当する入札書等は、無効とする。

- (1) 第4条第2項に規定する取扱い以外の方法により郵送されたもの
- (2) あらかじめ示した指定日以外の日に着したのもの
- (3) 入札者の押印のないもの
- (4) 記載事項を訂正した場合において、その箇所に押印のないもの
- (5) 押印された印影が明らかでないもの
- (6) 入札に参加する資格のない者がしたもの
- (7) 封筒若しくは入札書等に記載すべき事項が異なる入札書等、記載すべき事項の記入のない入札書等又は記入した事項が明らかでないもの
- (8) 所定の入札保証金を納付しない者がしたもの
- (9) 同一の者が入札した2通以上のもの
- (10) 入札金額見積内訳書を求められた場合において、その提出のないもの
- (11) 入札金額見積内訳書の積算価格と入札書の入札金額が一致しないもの
- (12) 明らかに連合によると認められるもの
- (13) 入札に関し、不正の行為をした者の行ったもの
- (14) 前各号に掲げるもののほか、入札条件に違反したもの

(開札及び落札者の決定)

第10条 開札は公開とし、あらかじめ指定した日時及び場所において、入札事務に関係のない市職員（以下「立会人」という。）2人を立ち会わせて執行するものとする。

2 入札の回数は、1回とする。

3 入札執行者は、開札後、予定価格の制限の範囲内で最低の入札をした者を落札者とする。ただし、事後審査型一般競争入札の場合は、落札候補者とし、後日入札参加資格審査を行う。

4 前項の場合において、最低の入札をした者の入札価格が調査基準価格未満（調査基準価格を設けた場合であって、失格基準価格を設けたときは、調査基準価格未満かつ失格基準価格以上）の場合は、落札決定を保留とし、低入札価格調査を行う旨を宣言する。この場合において、加須市低入札価格調査制度取扱要綱（平成22年3月23日市長職務執行者決裁）により事務を処理するものとする。

（立会人の役割）

第11条 立会人の役割は次のとおりとする。

- (1) 入札参加者の確認
- (2) 封筒が開封されていないことの確認
- (3) 入札書の内容確認
- (4) 無効となる入札書の確認
- (5) 落札業者及び落札金額の確認（前条第4項の場合においては落札候補者及び最低入札価格の確認）
- (6) 立会人名簿への署名及び押印

（くじによる落札者の決定）

第12条 開札の結果、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、落札決定を保留した上で、当該同価の入札をした者（委任状を提出した代理人を含む。）が開札に出席しているときは当該同価の入札をした者に、当該同価の入札をした者が開札に出席していないときは、前条の規定による立会人にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。

（入札の延期等）

第13条 入札執行者は、郵便入札において、事故が発生した場合又は不正な行為等により必要があると認めるときは、入札の延期、中止又は取消しをすることができるものとする。

（落札者への通知）

第14条 入札執行者は、郵便入札により落札者を決定したときは、速やかに当該落札者に通知し、契約締結に必要な書類の提出を指示するものとする。

(入札結果等の公表)

第15条 郵便入札に係る入札結果等の公表については、加須市建設工事等の契約に係る入札結果等の公表要領（平成22年3月23日市長職務執行者決裁）の規定によるものとする。

2 前項の公表までの間は、入札の経緯及び結果の問い合わせには、一切応じないものとする。

(その他)

第16条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成22年3月23日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行の日の前日までに、合併前の加須市建設工事等郵便入札試行要領（平成19年10月1日施行）の規定によりなされた手続その他の行為のうち、この要領の施行の際引き続き継続しているものについては、この要領の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成23年7月13日部長決裁）

この要領は、平成23年8月1日から施行する。